

十津川村漁業協同組合奈内共第1号及び奈内共第2号第5種共同漁業権行使規則

(目的)

第1条 この規則はこの組合の有する奈内共第1号及び奈内共第2号第5種共同漁業権（以下「奈内共第1号及び奈内共第2号」という。）の管理及び行使に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(漁業を営む権利を有する者の資格)

第2条 奈内共第1号及び奈内共第2号の内容である次の表のア欄の漁業について、イ欄の漁業の方法により漁業を営む権利を有する者の資格は、それぞれウ欄のとおりとする。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 資格
あ ゆ漁業	友釣、段引	組合員であること
	立網、小たか、投網、刺網、網漁業に伴う引っかけ、つっかけ、やす、もり又は火振	
あまご漁業	竿釣	
	小たか、刺網、網漁業に伴う引っかけ、つっかけ、やす又はもり	
うなぎ漁業	竿釣	
	もんどり、延なわ、はさみ	
こい漁業	竿釣	
ふな漁業	投網	

2 前項の規定にかかわらず、前項の漁業を営む権利を有する組合員が死亡した場合において、相続人が組合員となったときには、その者は、前項の漁業を営む権利を有する者の資格があるものとみなす。

3 前2項の規定にかかわらず、暴力団又は暴力団員との関係その他の事情に照らして、漁業調整上の観点から、この組合の事業の運営に不適切な資質を有する者は、第1項の漁業を営む権利を有する者の資格がないものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第3条 前条第1項に規定する者は、当該資格に係る漁業を営む権利の譲渡若しくは貸付け又は当該資格に係る漁業の経営の委任をしてはならない。

(漁業の方法等)

第4条 次の表のア欄の漁業は、それぞれイ欄の漁業の方法により、ウ欄の統数又は規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければ、営んではならない。ただし、理事は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、漁業の方法、統数若しくは規模、区域又は期間を制限することができる。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 統数又は規模	エ 区域	オ 期間
あ ゆ漁業	友釣	釣竿 1人1本	奈内共第1号の漁場区域	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定め公表する日から12月31日まで
	段引	釣竿 1人1本		9月1日から12月31日までの期間及びこれ以外のあゆの遊漁期間であって濁り等で友釣が行えない日

	立 網	1人1統 網全長 50m以下 網目 5cm以上		7月15日から10月31日までの期間内で組合が定め公表する日から10月31日まで
	小たか、投網、刺網、網漁業に伴う引っかけ、つっかけ、やす、もり又は火振	小たか (1人1統) 網全長 15m以下 網目 1cm以上 投網 (1人1統) 網全長 10m以下 網目 1cm以上 刺網(1人2統以内) 網全長 25m以下 網目 1cm以上		8月15日から10月31日までの期間内で組合が定め公表する日から10月31日まで
あまご漁業	竿 釣	釣竿 1人1本		3月1日から9月30日までの期間内で組合が定め公表する日から9月30日まで
	小たか、刺網、網漁業に伴う引っかけ、つっかけ、やす又はもり	小たか (1人1統) 網全長 15m以下 網目 1cm以上 刺網(1人2統以内) 網全長 25m以下 網目 1cm以上		8月15日から9月30日までの期間内で組合が定め公表する日から9月30日まで
うなぎ漁業	竿 釣	釣竿 1人3本以内		1月1日から12月31日まで
	もんどり	1人10筒以内		
	延なわ	1人100張以内 縄全長 15m以下		
	はさみ	1人1丁		
こい漁業 ふな漁業	竿 釣	釣竿 1人3本以内	奈内共第2号の漁場区域	1月1日から12月31日まで
	投 網	投網 (1人1統) 網全長 10m以下 網目 1cm以上		

2 前項ただし書の制限をしようとする場合は、理事は、漁業の方法、統数若しくは規模、区域又は期間を指定してこれを公示しなければならない。

(行使の内容たるべき事項の決定)

第5条 理事は、第2条に規定する漁業ごとに当該漁業を営む者、当該漁業を営む者の行使区域、行使期間その他奈内共第1号及び奈内共第2号の行使の内容たるべき事項を定めなければならない。ただし、第2条に規定する漁業を営む権利を有する者が、当該漁業権の存続期間中に当該漁業を営むことができないような定めをしてはならない。

(漁具・漁法の制限)

第6条 次の表の左欄の区域においては、右欄の期間中、第4条の規定にかかわらず友釣以外の漁具・漁法（ただし、立網を除く。）を使用してあゆの採捕をしてはならない。

区 域	期 間
十津川村杉清51番地（右岸）と十津川村杉清173番地（左岸）に架かる吊り橋より下流、十津川村山天にある藤原橋より上流の神納川の区域	小たか、投網、刺網、網漁業に伴う引っかけ、つっかけ、やす、もり又は火振の解禁日から30日間

(禁止区域)

第7条 第4条の規定による期間内であっても、次の表の左欄の区域内においては、右欄の期間中は、水産動物を採捕してはならない。

区 域	期 間
1. 二津野ダム堰堤の上流500m及び下流300m 2. 風屋ダム堰堤の上流500m及び下流300m 3. 十津川村大字風屋261番地の風屋ダム注水口から上流100m、下流100m 4. 十津川第一発電所放水口の上流150mと下流300m 5. 旭ダム調整池全域（満水位標高462m）及びダム堰堤（副堰堤を含む）下流200m 6. 瀬戸ダム調整池全域（満水位標高960m）及びダム堰堤下流200m 7. 瀬戸谷川（成畑川及びいささ谷を含む）全域 8. 親の谷小原地区簡易水道取水堰堤から上流全域 9. 山手川那知合地区簡易水道取水堰堤から上流全域	1月1日から 12月31日まで

(漁具・漁法の禁止)

第8条 次の各号の漁具又は漁法により、水産動物を採捕してはならない。

- (1) 爆発物使用漁法
- (2) 水産動物を麻痺させ又は死なせる有毒物使用漁法
- (3) 水中に電流を通じてする漁法
- (4) 瀬干漁法
- (5) びん漬漁法（セルロイド、陶器その他これらに類する物による場合を含む。）
- (6) 二津野ダム湖及び風屋ダム湖での撒き餌による採捕

(全長の制限)

第9条 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あまご	10センチメートル
うなぎ	30センチメートル
こい	15センチメートル
ふな	10センチメートル

(漁業権管理費の負担)

第10条 奈内共第1号及び奈内共第2号の内容となっている漁業を営む組合員は、奈内共第1号及び奈内共第2号の維持管理に要する経費にあてるため、行使料を組合に納付しなければならない。

2 行使料の額、徴収時期及び徴収方法は総会で定め、これを公示しなければならない。

(違反者に対する措置)

第11条 奈内共第1号及び奈内共第2号の内容となっている漁業を営む組合員が漁業に関する法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又はこの規則に違反したときは、組合は、当該組合員に奈内共第1号及び奈内共第2号の行使をさせないことができる。

2 奈内共第1号及び奈内共第2号の内容となっている漁業を営む組合員がこの規則に

違反したときは、組合は、定款の定めるところにより、当該組合員に対して過怠金を科することができる。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は規約で定める。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。